

この入札説明書は、福島県宮下土木事務所警備業務について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）及び福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）に基づき、入札に参加する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

## 1 発注者（契約権者）

福島県会津若松建設事務所長 野地 重和

## 2 入札に付する事項

### (1) 業務名及び数量

福島県宮下土木事務所警備業務 一式

### (2) 仕様等

警備業務委託契約書(案) 及び 警備業務委託仕様書(案)のとおり

### (3) 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで。ただし、契約日の属する年度の翌年度以降、この契約に係る予算の減額又は削減があった場合、委託者はこの契約を解除できるものとする。

## 3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- (1) 施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告の日から入札の日までの間に福島県から福島県庁舎等維持管理業務入札参加資格制限措置要綱（平成 20 年 8 月 6 日付け 20 文第 1610 号総務部長通知）に基づく入札参加資格の制限措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続き開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による民事再生手続き開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続き開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 福島県の庁舎等維持管理業務入札参加有資格者名簿（令和 6・7 年度分の警備業務）に登録されている者であること。
- (5) 本店、支店又は営業所を福島県内に有する者であること。

## 4 契約書(案)、仕様書(案)等に関する質問受付

入札についての契約書(案)、仕様書(案)等に関する質問をする者は、様式 3 により作成した「条件付一般競争入札仕様書等に関する質問書」を 7 (1) に掲げる場所に郵送、ファクシ

ミリ、電子メール又は持参により、令和7年3月5日(水)午後5時15分(※ファクシミリ又は電子メールによる場合は、受信先の日時によるものとする。)までに提出すること。なお、回答は、福島県会津若松建設事務所ホームページ(<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41340a/miyashitadobokudennwaoutai.html>)に、令和7年3月6日(木)に掲載する予定であり、この入札に参加する者は入札前に必ず回答の有無及び回答内容を確認すること。おつて、現場説明会は行わないものとする。

## 5 入札に参加する者に必要な資格の確認

- (1) 本件入札においては、開札後に入札参加資格の確認を行うため、事前の入札参加申請手続等は要しない。
- (2) 開札後、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者(同額の場合はいく引きにより先順位となった者)に係る入札参加資格を確認するものとする。
- (3) 当該者の入札参加資格が確認できなかった場合は、当該者以外の者で予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者(同額の場合はいく引きにより先順位となった者)に係る入札参加資格を確認するものとし、確認できなかった場合は以下同様に行うものとする。

## 6 入札保証金

財務規則第249条第1項第4号の規定に基づき入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合には入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3に相当する額を納めなければならない。

## 7 入札書の提出場所等

- (1) 入札に関する書類の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
  - 〒 969-7511
  - 住所 福島県大沼郡三島町大字宮下字水尻 1108  
福島県宮下土木事務所 丹野宛て
  - 電話 0241-52-2312
  - FAX 0241-52-2532
  - 電子メール miyashita.doboku@pref.fukushima.lg.jp
- (2) 入札説明書及び入札等関連資料の配布期間  
令和7年2月27日(木)から令和7年3月19日(水)まで(土曜日・日曜日・祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで、(1)に掲げる場所で配布する。  
なお、郵送による配布を希望する場合には、(1)に掲げる担当者宛てに請求すること。  
(※郵送希望者には、請求のあった日以降に普通郵便で郵送するため、当該郵送期間を十分に見越して請求すること。)

おって、福島県会津若松建設事務所ホームページからダウンロードして入手することができる。(https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41340a/miyashitadobokudennwaoutai.html)

(3) 入札及び開札の日時及び場所

○日時 令和7年3月21日(金)午前10時00分から

○場所 福島県宮下土木事務所(福島県大沼郡三島町大字宮下水尻1108)

1階会議室

8 入札書の提出方法

- (1) 入札書(様式1)により作成し、入札当日持参すること。
- (2) 郵便、電報、電送その他の方法による入札は不可とする。
- (3) 提出する書類について、様式を指定している場合は当該様式にて作成することとし、当該様式に漏れ等がないよう記載し、かつ、様式において掲げる項目及び条件等については、変更又は削除などを行わないこと
- (4) 入札書は、次の方法により作成しなければならない。

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名の記載及び代表者の押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)をすること。押印を省略する場合は本件責任者及び担当者の氏名・連絡先を記載すること。

ウ 代理人をして入札書を提出する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名のほかに、当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。代理人をして入札書を提出する場合には、委任状(様式2)を併せて提出すること。なお、委任者の押印を省略する場合は本件責任者及び担当者の氏名・連絡先を記載することとし、この場合であっても代理人の記名・押印は省略しないこと。

- (5) 入札者又はその代理人は、この入札に際し、他の入札者の代理人となることが出来ない。

9 入札方法及び開札等

- (1) 入札及び開札は、7(3)で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、本入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

- (3) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付することができるものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合には、再度入札については棄権したものとする。
- (4) 再度入札に付しても、なお落札者が決定しない場合、随意契約に移行することができるものとする。
- (5) 入札結果の公表及び方法について
  - ア 入札結果の公表は、契約締結後 14 日以内に行う。
  - イ 公表は、会津地方振興局県政情報コーナー及び入札執行機関において行う。

## 10 入札心得

- (1) 入札者は、この入札説明書のほか、入札公告、契約書(案)及び仕様書(案)等を熟知の上、入札しなければならない。

この場合において、契約書(案)及び仕様書(案)等について疑義がある場合は、条件一般競争入札仕様書等に関する質問書(様式3)により説明を求めることができる。

県は、会津若松建設事務所ホームページ(<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41340a/miyashitadobokudennwaoutai.html>)に掲載する方法等により回答する。

○質問受付期間 令和7年2月27日(木)から令和7年3月5日(水)まで  
(持参する場合は、当該期間中、平日の午前8時30分から午後5時15分まで)

○質問受付方法 7(1)に掲げる場所への郵送、ファクシミリ、電子メール又は持参
- (2) 入札者は、所定の日時及び場所に入札参加資格のある本人(※法人又はその営業所等である場合はその代表者)が出席して入札書(様式1)を提出することを原則とするが、代理人をして入札させるときは、この限りではない。
- (3) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状(様式2)を持参させ、確認を受けなければならない。
- (4) 入札者及び代理人は、この入札に際し、他の入札者の代理人になることができない。
- (5) 入札者は、次の各号の一に該当する者を代理人にすることができない。
  - ア 契約の履行に当たり故意に業務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合(談合)した者
  - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - エ 契約の適正な履行の確保又は給付の完了の確認をするための必要な監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - カ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- (6) 入札及び開札の場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合には、付添人を認めることがある。
- (7) 7 (3)の入札及び開札の時間までに入場していない入札者又はその代理人は、入札及び開札の場所に入場することができない。
- (8) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (9) 次の各号に該当する入札は、無効とする。
- ア この入札に参加する資格のない者の提出した入札
  - イ この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
  - ウ 郵便等による持参によらない入札
  - エ 委任状を持参しない代理人のした入札
  - オ この入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした入札
  - カ 記名、押印を欠く入札  
(押印を省略する場合、入札書に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がない入札、及び 委任状を持参した代理人がした入札にもかかわらず、入札書又は委任状に当該代理人の記名、押印のない入札を含む)
  - キ 金額を訂正した入札、金額が不明瞭である入札
  - ク 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭である入札
  - ケ 入札執行者が求める入札等の全部又は一部を提出しない者が入札した入札  
(この入札説明書において指定する様式によらない入札、当該様式の定める項目に記載漏れ等がある入札 及び 当該様式において掲げる項目及び条件等について変更又は削除などを行った入札 を含む)
  - コ 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札、又は後発と認められる入札
  - サ 明らかに連合によると認められる入札
  - シ その他、入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

## 1 1 入札の取りやめ等

入札者が連合（談合）し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

## 1 2 落札者の決定方法に関する事項

- (1) 財務規則に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 最低価格入札をした者が2人以上あるときは、別紙に定める「入札におけるくじ」の

方法によりくじを行い、落札者を決定する。

- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合には、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約に移行することができる。

### 1 3 契約保証金に関する事項

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に換えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとする。
- (3) 財務規則229条第1項各号（別記）いずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途連絡する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則の定めるところによる。

### 1 4 契約書の作成

- (1) 契約書を作成する場合においては、落札者は、発注者が交付する契約書（案）に記名押印し、落札の決定から7日以内に契約の取り交わしを行うこと。ただし、県が特に指示する場合はこの限りでない。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により、両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、(1)に定める期間内に契約書等を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

### 1 5 契約条項

契約書(案)及び財務規則による。

### 1 6 その他

- (1) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。なお、この場合における損害は、入札者の負担とする。
- (2) 入札から落札者の決定までに入札者が3に示す要件を満たさなくなったときは、当該入札者は落札者とししない。
- (3) 本入札説明書受領者は、本入札手続き以外の目的で次の行為を行ってはならない。
  - ア 本説明書の第三者への閲覧、貸与又は譲渡
  - イ 第三者への配布を目的とした本説明書の複写
  - ウ 第三者への本説明書複写物の配布

### 1 7 当該調達契約に関する事務を担当する部署

7(1)に同じ。

## 別紙

### 入札におけるくじ

競争入札の開札の結果、最低価格の入札が複数あった場合は、以下の方法により落札者を決定する。

#### 1 入札書の「くじの数」欄に任意の値を記入

くじを行う場合に備えて、入札書の「くじの数」欄にあらかじめ任意の値（000～999）を記入する。

なお、記入がない場合などは、本入札に当たって作成する入札資格者名簿において当該入札者に付された番号が記載されたものとみなす。入札資格者名簿は、福島県の庁舎等維持管理業務入札参加有資格者名簿（令和6・7年度分の警備業務）に登録されている者について、その他必要な資格を全て満たす者を当該掲載順に並べて作成するものとする。

#### 2 くじの手順

- (1) 同額入札を行った者に、名簿番号の小さい者から順にくじ番号（0、1、2…）を付与する。
- (2) 同額入札の入札書に記載されたくじの数を合算し、その合計額を入札書の数で除算し、余りを算出する。
- (3) 上記(2)の計算結果による余りと一致した上記(1)のくじ番号の入札参加者を落札者とする。

#### (例) 入札参加者3名が同額入札の場合

- (1) 入札資格者名簿の番号が小さい者から順に、くじ番号を付与する。

（株）A（名簿番号001）…………… くじ番号0

（株）B（名簿番号005）…………… くじ番号1

（株）C（名簿番号010）…………… くじ番号2

- (2) くじの数の和を求め、同額入札者数で除算し、余りを算定する。

（株）A くじの数 123

（株）B くじの数 072

（株）C くじの数 452

くじの数の合計  $123 + 072 + 452 = 647$

余り  $647 \div 3 = 215 \dots$ 余り2

- (3) 落札者の決定

落札者は、余りの「2」と一致するくじ番号である「（株）C」



## 別記

### 福島県財務規則（抜粋）

#### （契約保証金の減免）

第二百二十九条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- 一 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- 二 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- 三 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第百六十五号)第百条の三第二号の規定により財務大臣が指定する金融機関(次条第二項において「保険会社等」という。)と工事履行保証契約を締結したとき。
- 四 過去二年間に官公署(予算決算及び会計令第九十九条第九号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。)とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を二回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

五から十八まで (略)

2 (略)